当院の施設基準及び加算について

施設基準とは、医療法で定める医療機関および医師等の基準の他に、健康保険法等の規定に基づき厚生労働大臣が定めた、保険診療の一部について、医療機関の機能や設備、診療体制、安全面やサービス面等を評価するための基準になります。当院では、以下の施設基準に適合しています。

• 明細書発行体制等加算

医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を発行しています。発行を希望されない方はお申し出下さい。

• 医療情報取得加算

当院はオンライン資格確認システムを導入しています。診療情報を取得・活用することにより質の高い医療の提供に努めます。正確な情報を取得・活用するためマイナ保険証のご利用にご協力をお願い致します。

• 一般名処方加算

後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。後発医薬品のある医薬品について、薬剤の成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。

• 夜間 • 早朝等加算

厚生労働省の規定により、当院では、土曜 12 時以降に受付をされた場合は診療時間内であっても「夜間・早朝等加算」が適用されます。

• 時間外対応加算

継続的に受診している患者さんからの電話等による問合わせに対し、原則として当該診療所において常時対応できる体制をとっています。

• 児童思春期支援指導加算

支援計画書に基づき、専門研修を受けた多職種による支援を行っている医療機関であるとの要件を満たしているため、20歳未満の患者さんに適応されます。

・心理加算

心的外傷に起因する症状を持つ患者さんに対して、精神科医の指示を受けた公認心理師が

心理支援を行った場合に、初回算定日から 2 年間、月 2 回を限度として算定できるものです。

- 療養生活継続支援加算
- ・精神科デイ・ショートケア(大規模・小規模)
- 予約に基づく診療に関する費用について(予約料)
- 医療 DX 推進体制整備加算 (2025 年 09月 01 日~)

当院はオンライン資格確認において以下の体制整備を行っています

- 1.オンライン請求を行っています
- 2.オンライン資格確認を行う体制を有しています
- 3.電子資格確認を利用して取得した診療情報を、診察室で閲覧または活用できる体制を有 しています
- 4.電子処方箋の発行については現在整備中です
- 5.電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制については現在整備中です(令和7年9月30日までの経過措置)
- 6.マイナンバーカードの健康保険証利用について、お声掛けを行っています

7.医療 DX 推進の体制に関する事項および質の高い医療を実施するための十分な情報を取得し、および活用して診療を行うことについて、当医療機関の見やすい場所およびホームページに掲載しています

上記の体制によって令和7年9月診療分より、初診時に医療 DX 推進体制整備加算を月1回に限り 10点を算定します。

外来・在宅ベースアップ評価料(I)